

専決処分の承認について

津地区合併協議会会議運営規程第 8 条第 2 項の規定により、津地区合併協議会の会議の傍聴に関する要綱を下記のように定めたので、本協議会に報告し、その承認を求める。

平成 1 5 年 2 月 1 8 日提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

記

津地区合併協議会の会議の傍聴に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、津地区合併協議会会議運営規程(平成 1 5 年 1 月 1 7 日施行)第 8 条第 2 項の規定に基づき、津地区合併協議会の会議(以下「会議」という。)の傍聴について、必要な事項を定める。

(傍聴人の定員)

第 2 条 会議の傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。

2 一般傍聴人の定員は、3 0 人とする。ただし、会場の都合により、議長は、定員の数を増減することができる。

(傍聴の手続)

第 3 条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿に住所、氏名等を記入しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗及びのぼりの類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン及びヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機及び映写機の類を携帯している者(撮影又は録音することにつき津地区合併協議会の議長(以下「議長」という。)の許可を得た者を除く。)

- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) 異様な服装をしている者
- (8) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン及びヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗及び垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (7) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(職員の指示)

第6条 傍聴人は、すべて津地区合併協議会の事務局の職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、会議を公開しない旨の決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 会長は、傍聴人がこの要綱に違反するときは、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年1月17日から施行する。



